

論文

幼稚園教育要領における領域「環境」の変遷過程に関する研究 —教育内容の特質と変容に焦点をあてて—

佐藤 純子

(受理日：2020年7月16日)

A Study on the Transition Process of the “Environment”
in the Course of Study for Kindergarten: Focus on the Educational Contents

Junko SATOH

要 旨

本研究では、1948（昭和23）年に発行された「保育要領—幼稚園教育の手引き」から2017年（平成29）年に改訂となった現行の幼稚園教育要領に至るまでの領域「環境」に関する記述内容についての分析を行う。また、社会的な背景にも触れながら、領域「環境」の教育内容がどのような変遷の過程をたどってきたのかを探り、その特質についても明示していく。

キーワード：幼稚園教育要領、領域「環境」、教育内容の変遷

1. はじめに

「幼稚園教育要領」は、教育水準が一定に保持されるとともに、教育の機会均等を保障するために策定された、学校教育法に基づいた幼稚園教育に関する法令である。1948（昭和23）年に、「保育要領—幼稚園教育の手引き」（試案）として初めて刊行され¹⁾、1956（昭和31）年に「幼稚園教育要領」として制定にされるに至っている。その後も1964（昭和39）年に改訂されている。この頃のわが国は、高度経済成長期を迎えており、社会が大きく変わった時期となる。具体的には、都市化・少子化・核家族化に伴い、家族のあり方や子どもが育つ環境の変化が顕著に見られるようになった。近年になると、社会経済的状況の側面から著しく変容しており、グローバル化やICT化の波は急速に進んでいる。そのため、子どもたちの暮らしの中では、外国籍の人々との関わりが増え、情報機器の活用がより身近なものとして入ってきている。

少子化時代に突入した1989（平成元）年とその後の2008（平成10）年においても「幼稚園教育要領」の改訂がなされた。近年の改訂は、2017（平成29）年であり、ここでは「幼稚園教育要領」だけでなく、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、さらには「小・中学校学習指導要領」が同時改訂となっている。幼稚園及び保育所、認定こども園については、2018（平成30）年4月からの全面実施がなされたが、小中学校は教科書検定などの対応もあることから移行措置として特例期間が設けられることになった。具体的な時期を示すとすれば、小学校は、2020（令和2）年4月から、中学校は2021（令和3）年4月から実施されることになっている。このような動きは、子どもの教育を乳幼児期のみで考えるのではなく、小中高の教育につながる「育むべき力」とはどのような力であるか、そのことを踏まえて幼稚園としてどうあるべきか、そのあり方についての検討がなされ、改訂がおこな

われたことを示唆している。つまり、社会的背景や時代の要請を受け、幼稚園の教育活動をいかに展開していけば良いのかを、より包括的な視点のもとに議論した結果だと言えよう。

これらの状況を踏まえつつ、先行研究を整理してみたい。幼児教育・保育に関する要領や指針の主たる理論研究としては、民秋言の研究がある。民秋らは、1948（昭和23）年制定の「保育要領」から2017（平成29）年改訂に至るまでの「保育の内容」や改訂の意図について概観し、わが国の保育・幼児教育の流れを鳥瞰している²⁾。藤岡は、幼稚園教育要領の領域「環境」について、特に指導要録における評価について焦点化し論じている³⁾。姜は、幼稚園教育要領における教育内容の変化に関して、領域「環境」に着目し、2008（平成10）年の改訂に至るまでの分析を行っている⁴⁾。さらに、大坪は、幼稚園教育要領の領域「環境」変遷について、目指す子どもの姿を明らかにし、その捉え方について考察している⁵⁾。上記に示した先行研究は、本研究に取り組むにあたり、示唆に富む内容を提供してくれている。

以上に示した既存研究においては、すでに姜（2013）が、幼稚園教育要領における領域「環境」の教育内容に関する歴史的変遷を明らかにしている。そこで、本研究では、これまでの領域「環境」における教育内容の変遷過程を改めて辿りながら、2017（平成29）年の改訂で新たに加わった視点も加え、今日に至るまでの領域「環境」における教育内容についての歴史的変遷過程を究明することを目的とする。

2. 幼稚園教育要領の改訂をめぐる歴史的背景

2-1 「保育要領—幼稚園教育の手引き」（試案）と「環境」に該当する内容

幼稚園教育要領のもとになった教育課程の最初のもものは、1948（昭和23）年3月に発行された「保育要領—幼稚園教育の手引き」（試案）である。

1948（昭和23）年「保育要領」（文部省刊行（手引書性格の試案））⁶⁾

1. 幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引として刊行

2. 幼児期の発達の特徴、生活指導、生活環境等について解説
3. 保育内容を「楽しい幼児の経験」として、12項目に分けて示す
4. 幼稚園と家庭との連携の在り方について解説

保育内容については、「六 幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—」の項目の中に示されており、「1 見学、2 リズム、3 休息、4 自由遊び、5 音楽、6 お話、7 絵画、8 製作、9 自然観察、10 ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居、11 健康保育、12 年中行事」の12の内容に分類されている。ここではまだ、ねらいや目標の項目は掲げられていない。つまり、「楽しい幼児の経験」の考えに立ち、幼児の一日の生活や体験に基づいてそれぞれの意義や内容について記載されているということになる。そして、「三 幼児の生活指導」では、「1 身体の発育、2 知的発達、3 情緒的発達、4 社会的発達」が挙げられ、保育における留意点が述べられている。むしろ、幼稚園と家庭との連携の在り方についての解説が示されるなど、「保育要領」は、幼稚園の教師だけのものではなく、保育所等の保母や家庭の父母が行う教育についての手びきとしても活用されることが意図して作成されていることがわかる。「保育要領」では、「三 幼児の生活指導」「四 幼児の生活環境」「五 幼児の一日の生活」と7つの項目のうち、3つが「生活」に関する項で構成されている。すなわち、子どもの生活が重要視されていることがわかる。特に、生活環境については、「幼児の成長発達は環境のいかに強く依存するものである。家庭環境、遊びなかま、一般社会環境等の要素が集まって幼児の生活環境をなし、それから種々の影響を受けて成長するのであるから、よい環境を整えて、豊かな生活経験を与えることが大切である」と明記されている。加えて、運動場、建物（遊戯室・保育室・机・いす等）、遊具等の整備内容が記載されており、現在の教育要領・保育指針における「環境による保育」の考え方が、すでに大切な理念として示されていることがわかる⁷⁾。保育内容について、領域「環境」に相当する部分を見てみると、「見学」「自由遊び」「自然観察」「年中行事」の項目が挙げられている。

2-2 「幼稚園教育要領」の改訂：「環境」に該当する内容を踏まえて

1) 1956 (昭和31) 年「幼稚園教育要領」の刊行⁸⁾

小学校の学習指導要領が改訂したことを受けて、「保育要領」についても改訂がなされている。ここでは、幼児期の子どもの遊びを中心とした教育課程や教育方法などに関する基準が設けられ、新たな名称は「幼稚園教育要領」とされた。「幼稚園教育要領」の特徴は、小学校の教科学習との一貫性を保持する観点から、6領域である「健康」「社会」「自然」「言語」「絵画制作」「音楽リズム」にまとめられた。さらに、教育内容を「望ましい経験」として示すとともに、その目標を達成するために保育指導を計画的、組織的に行うこととした。

1956 (昭和31) 年「幼稚園教育要領」(文部省編集)⁶⁾

1. 幼稚園の教育課程の基準としての性格を踏まえた改善
2. 学校教育法に掲げる目的・目標に従って、教育内容を「望ましい経験」として示す
3. 「望ましい経験」を6つの「領域」に分類整理し、指導計画の作成を容易にするとともに、各領域に示す内容を総合的に経験させることとして小学校以上における教科との違いを明示
4. 保育内容を領域によって系統的に示すことにより、小学校との一貫性について配慮
5. 幼稚園教育における指導上の留意点の明示

2) 1964 (昭和39) 年「幼稚園教育要領」の改訂⁹⁾

1964 (昭和39) 年には、それまでの実施された経験に即し、幼稚園教育の課程の基準を確立した。すなわち、幼稚園教育の独自性をより明確化し、教育課程の構成についての基本的な考え方を明示するなどの観点から全面的な改訂となった。また改訂に際しては、学校教育法施行規則76条も改正されることとなった。同法では、これまでの「幼稚園の教育課程は、幼稚園教育要領の基準による。」との規定から、「幼稚園の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。」との規定に改められている。

以上のことから、1964 (昭和39) 年に改訂となった「幼稚園教育要領」を含むそれ以降の「幼稚園教育要領」については、小学校・中学校・高等学校

と同じように文部省告示として公示されるようになったことがわかる。すなわち、教育課程の基準としての性格がより明確化されたことになる。

1964 (昭和39) 年改訂 (文部省告示。以降同じ)⁶⁾

1. 教育内容を精選し、幼稚園修了までに達成することが「望ましいねらい」として明示
2. 6つの領域にとらわれない総合的な経験や活動によって「ねらい」が達成されるものであることを示し、幼稚園教育の基本的な考え方及び教育課程の編成の方針を明確化
3. 「指導および指導計画作成上の留意事項」を示し、幼稚園教育の独自性を一層明確化

1956 (昭和31) 年に刊行となった「幼稚園教育要領」では、「領域」という言葉が初めて用いられ、6領域が示された。続く、1964 (昭和39) 年の改訂においても同じく「健康」「社会」「自然」「言語」「絵画制作」「音楽リズム」の6領域が明記された。これら双方の「幼稚園教育要領」において領域「環境」に隣接する領域を示すとすれば、以下に示す「社会」(表1) 及び「自然」(表2) となるだろう。

次ページのとおり、領域「社会」においては、幼児にとって身近な人や物との関わりに興味や関心を持ち、直接経験をすることを通じて、社会生活に必要な習慣及び態度を身につけ、協同の精神の芽ばえをつちかうことが記されている。次に、領域「自然」を見ていきたい(表2)。

領域「自然」では、身近な自然に幼児自らが関わることで、自然に親しむ態度や自然に対する感動の芽ばえをつちかうようにすることが目指されている。また、「望ましいねらい」の項目においては、幼児が様々な体験を通して、工夫や創意をはたらかせるように導き、幼児の発達に応じた考察力や理解力を養うようにすることが明示されている。加えて、幼児の年齢や発達の程度に応じて、日常生活の中で必要な機械や用具などを、適切かつ安全に操作できるようにすることについても言及されている。とりわけ、数・量・形などは、むやみに覚えさせるようなことをせず、遊びを通じて数学的な思考能力が身につくようにしていくことが大切であると留意事項では記されている。すなわち、幼児期にふさわしい形での文字、数量、図形等へ

表1 「幼稚園教育要領」の領域「社会」で示される内容（1956年・1964年）

1956（昭和31）年	1964（昭和39）年
<p>(2) 望ましい経験</p> <p>1. 自分でできることは自分です。 <input type="checkbox"/> ひとりで衣服を着たり、脱いだり、はき物をはいたりする。 <input type="checkbox"/> 仕事や遊びに使うものは、自分で用意をしたりかたづけたりする。</p> <p>2. 仕事をする。 <input type="checkbox"/> 仕事を熱心にする。 <input type="checkbox"/> 仕事をくふうしてする。 <input type="checkbox"/> 仕事を完成する。 <input type="checkbox"/> 仕事をやりそこねたら、またやりなおす。 <input type="checkbox"/> 進んで仕事を手伝える。</p> <p>3. きまりを守る。 <input type="checkbox"/> 自分の持物、幼稚園の遊具や道具などを、きまった場所に置く。 <input type="checkbox"/> 遊びや仕事のきまりを守る。 <input type="checkbox"/> 幼稚園に来たとき、帰るときにあいさつをする。 <input type="checkbox"/> へやのなかや廊下のきまりに従う。 <input type="checkbox"/> 特別な場所へ行くときは、どこへ行くかを告げ、許しを得る。 <input type="checkbox"/> 教師や友だちとの約束を守る。 <input type="checkbox"/> みちくさをしない。 <input type="checkbox"/> きめられたとおり、道路を往復する。</p> <p>4. 物をたいせつに使う。 <input type="checkbox"/> ひとの物を使うときは、許しを得る。 <input type="checkbox"/> 仕事や遊びの道具を、正しくたいせつに使う。 <input type="checkbox"/> 共同の道具や遊具は、みんなで公平に使う。 <input type="checkbox"/> 色紙や絵の具など、材料をむだに使わない。 <input type="checkbox"/> 物を紛失しないように気をつける。 <input type="checkbox"/> 物を紛失したときは、すぐにその旨を届ける。 <input type="checkbox"/> 落し物は、拾ってすぐに届ける。</p> <p>5. 友だちと仲よくしたり、協力したりする。 <input type="checkbox"/> 友だちと仲よく遊ぶ。 <input type="checkbox"/> だれとでも仲よくする。 <input type="checkbox"/> 友だちがほめられたら、みんなで喜んであげる。 <input type="checkbox"/> 困っている友だちを見たら、助けてあげる。 <input type="checkbox"/> 親切にしてもらったら「ありがとう」をいう。 <input type="checkbox"/> 友だちの仕事や遊びのじゃまをしない。 <input type="checkbox"/> あやまって迷惑をかけたなら、すぐにあやまる。 <input type="checkbox"/> 友だちのあやまちは、互に許し合う。 <input type="checkbox"/> グループに割り当てられた仕事は、みんなで協力する。 <input type="checkbox"/> 仕事や遊びの道具を独占しないで、みんなで順番に使う。 <input type="checkbox"/> リーダーになったり、従う人になったりする。</p> <p>6. 人々のために働く身近の人々を知り、親しみや感謝の気持をもつ。 <input type="checkbox"/> 幼稚園には、園長その他の教師や、働く人のいることを知る。 <input type="checkbox"/> 自分たちは、親や幼稚園の教師をはじめ、多くの働く人々の世話になっていることを知り、感謝の気持をもつ。 <input type="checkbox"/> 郵便配達・車掌・巡査・農夫など、身近な働く人々に親しみをもつ。 <input type="checkbox"/> 停車場・郵便局・消防署・工場・商店などを見に行く。 <input type="checkbox"/> ままごと・乗物ごっこ・売屋ごっこなどのごっこ遊びをする。</p> <p>7. 身近にある道具や機械を見る。 <input type="checkbox"/> 自転車・電車・汽車・自動車・飛行機などを見る。 <input type="checkbox"/> 乗物が人や物を運んでくれることを知る。 <input type="checkbox"/> 建造物やいろいろな道具・機械類に関心を寄せる。</p> <p>8. 幼稚園や家庭や近隣で行われる行事に、興味や関心をもつ。 <input type="checkbox"/> 遠足・運動会・発表会・誕生会・ひな祭りなど、幼稚園の行事に喜んで参加する。 <input type="checkbox"/> 近くの小学校で催される運動会などの行事を見に行ったり、参加したりする。 <input type="checkbox"/> みんなといっしょに国の祝日などを楽しむ。</p>	<p>望ましいねらい</p> <p>1. 個人生活における望ましい習慣や態度を身につける。 (1) 自分でできることは自分です。 (2) 明るくのびのびと行動する。 (3) 物をたいせつにする。 (4) 規律のある生活をする。 (5) 自分の思ったことをすなおに正直にいう。 (6) 遊びや仕事を熱心にし、最後までやりとおす。 (7) よい悪いの区別ができるようになり、考えて行動する。</p> <p>2. 社会生活における望ましい習慣や態度を身につける。 (1) 喜んで登園し、先生に親しみ、幼稚園の生活に慣れる。 (2) 友だちと仲よく遊んだり仕事をしたりする。 (3) 父母や先生などに言われたことをすなおにきく。 (4) 人に親切にし、親切にされたら礼をいう。 (5) 人に迷惑をかけたならすなおにあやまり、人のあやまちは許すことができる。 (6) 友だちの喜びをいっしょに喜ぶことができる。 (7) 先生や友だちと約束したことを守る。 (8) 自分の物と人の物の区別ができる。 (9) 共同の遊具や用具をたいせつにし、ゆずりあって使う。 (10) 遊びのきまりを守る。 (11) グループを作って遊びや仕事をする。 (12) 学級やグループの中で役割を受け持って仕事をするることができる。 (13) 身近な公共物をたいせつにする。</p> <p>3. 身近な社会の事象に興味や関心をもつ。 (1) 幼稚園や家庭ではみんなが助けあっていることを知り、親しみをもつ。 (2) 幼稚園、家庭、近隣などには自分たちのために働いている人がいることを知り、親しみをもつ。 (3) 自分たちの生活と特に関係の深いいろいろな公共施設や交通機関などに興味や関心をもつ。 (4) いろいろな人が、いろいろな場所で働いて、人々のために物をつくっていることに気づく。 (5) 身近な世の中のできごとに興味や関心をもつ。 (6) 幼稚園の行事に喜んで参加する。 (7) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。</p> <p>上記の指導にあたっては、次のことに留意する必要がある。 ア 1に関する事項の指導にあたっては、特に家庭との連絡を密にし、幼児の年齢や発達に応じて、適切な機会をとらえて、個人生活における基本的な習慣や態度を身につけ、しだいに自主および自律の精神の芽えをうちかうようにすること。 イ 2に関する事項の指導にあたっては、入園当初においては特に幼稚園に慣れることを中心として指導し、しだいにのびのびと行動できるように導き、さらに集団の中においていろいろな経験や活動をさせて、社会生活に必要な習慣や態度を身につけ、協同の精神の芽えをうちかうとともに、教師、父母、兄弟などの目上の人に対する敬愛の念を養うようにすること。 ウ 3に関する事項の指導にあたっては、幼児に関係深い人々に対し親しみや感謝の念をもたせるようにし、また、その地域の実態に応じて、幼児に関係深い公共施設や交通機関等に興味や関心をもたせ、それらについての理解の芽えをうちかうようにすること。 エ 1、2および3に関する事項の指導にあたっては、幼児の経験や活動がいずれにもかたよらないようにするとともに、いずれの場合においても道徳性の芽えをうちかうようにすること。</p>

表2 「幼稚園教育要領」の領域「自然」で示される内容 (1956年・1964年)

1956 (昭和31) 年	1964 (昭和39) 年
<p>(2) 望ましい経験</p> <p>1. 身近にあるものを見たり聞いたりする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○花や草や木などを見て話す。 ○飼育している金魚・小鳥・こん虫・にわとり・うさぎなどを見て話す。 ○ちょう・とんぼ・ありの様子を見る。 ○動植物の成長や変化を継続的に見ようとする。 ○朝日・夕日・月・星などを見る。 ○雲・雨・雪・にじ・風などに注意を向ける。 ○山・川・海を見る。 ○虫や鳥の鳴き声を聞く。 ○いろいろな音を聞き分ける。 ○物の遠近・方向・高低・位置・速度などを注意したり、比べたりする。 <p>2. 動物や植物の世話をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○種をまいたり、苗を植えたり、水をやったりする。 ○花壇の草取りを手伝う。 ○おたまじゃくし・金魚・小鳥・虫などをいたわる。 ○動物の親が、子をいたわって育てるところに気づく。 ○動物の食べ物がいろいろ違うことに気づく。 ○木や草花を、むやみに折ったり摘んだりしない。 <p>3. 身近な自然の変化や美しさに気づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○四季の変化の様子を見る。 ○日の出と日の入り、日なたと日かげを比べる。 ○暖い日と寒い日、晴れた日と曇りや雨・風の日などを比べる。 ○山・海・川・動植物・天体の美しさを観賞する。 ○おたまじゃくしなどの変化を見たり、絵にかいたりする。 ○晴れの日や雨の日などのしるしをつける。 <p>4. いろいろなものを集めて遊ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○木の葉・木の実・貝がら・小石などを集めて遊ぶ。 ○いろいろ集めたものを、友だちと見せ合ったり、話し合ったりする。 ○物の大小・軽重・数量・形などを比べる。 ○集めたものの展示をする。 ○集めたもののしるし方を考える。 <p>5. 機械や道具を見る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○機関車や自動車などを興味を持って見る。 ○おもちゃなどの構造に関心を持つ。 ○木製品、金属製品の区別に気づく。 ○磁石、虫めがねなどを使って遊ぶ。 	<p>望ましいねらい</p> <p>1. 身近な動植物を愛護し、自然に親しむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 身近な動植物に愛情をもち、それらをいたわったり、たいせつにしたりする。 (2) 動植物を飼育栽培することを喜ぶ。 (3) 喜んで屋外の自然に接したり、いろいろな自然の事象を利用して遊ぶ。 (4) 山川、気象、天体などの自然の事象におどろきや親しみを感ず、その美しさや大きさなどに気づく。 <p>2. 身近な自然の事象などに興味や関心をもち、自分で見たり考えたり扱ったりしようとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 身近な動植物の性質や成長などに興味や関心をもつ。 (2) 自然の事象に疑問をいだき、注意して見たりためしたりして、自分で考えようとする。 (3) 季節によって、自然に著しい変化のあることや、人間や動植物の生活に変化のあることに気づく。 (4) おもちゃなどを作って遊ぶときなどに、その作り方や遊び方などをくふうする。 (5) 身近にある遊具や用具を使うときに、その使い方をくふうする。 (6) 日常生活を通して、物の性質の違いや、電気、熱、光、音などの事象に興味や関心をもつ。 (7) 身近な乗り物やおもちゃなどについて、その動きやしるしに興味や関心をもつ。 <p>3. 日常生活に適応するために必要な簡単な技能を身につける。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 日常生活に必要な用具を使うことができる。 (2) 日常生活における身近な器械を操作することができる。 (3) 器械や用具を正しく扱い、危険を防ぐことができる。 <p>4. 数量や図形などについて興味や関心をもつようになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 具体的な事象によって、量の大小を比べる。 (2) いくつかの物を分けたり寄せ集めたり、これらを整理したりする。 (3) 日常生活の中で具体的な事象を簡単な数の範囲で数えたり、順番を言ったりする。 (4) 長い短い、広い狭い、または速いおそいなどに興味や関心をもつ。 (5) 物の形について興味や関心をもち、丸や四角などの特徴に気づく。 (6) 前後、左右、遠近などの位置関係について興味や関心をもつ。 (7) 日常生活を通して時刻について興味や関心をもつ。 <p>上記の指導にあたっては、次のことに留意する必要がある。</p> <p>ア 1に関する事項の指導にあたっては、幼稚園や家庭などで育てている草花や動物の世話を、見たり手伝ったり自分でしたりして、それらをかわいがるようにし、動植物を愛護する態度を養うようにすること。また、できるだけ自然の事象に接する機会を多くし、特に屋外の自然における指導を中心として、自然に親しむ態度や自然に対する感動の芽ばえをつちかうようにすること。</p> <p>イ 2に関する事項の指導にあたっては、たえず適切な機会をとらえて、きわめて簡単な自然科学的事実に気づかせ、それを正しく見たり考えたりしようとする気持ちを育て、できるだけくふうや創意をはたらかせるように導き、幼児の発達に応じた考察力や理解力を養うようにすること。</p> <p>ウ 3に関する事項の指導にあたっては、幼児の年齢や発達の程度に応じて、日常生活のなかで必要な簡単な器械や用具などを、適切にかつ安全に操作できるようにすること。</p> <p>エ 4に関する事項の指導にあたっては、幼児の年齢や発達の程度に応じて、数量や図形などに関して基礎となることからの理解に役だつ経験や活動をさせるようにすること。なお、数については、日常生活や遊びのなかで、幼児の年齢や発達の程度に応じて具体的な事象と対応させながら取り扱うこと。また、いたずらに数詞を多く覚えさせたり、多くのものを数えさせたりするようなことは望ましくないこと。</p>

の興味や関心となることが期待されており、「幼稚園教育要領」の策定当初から幼児教育は、小学校以上の教育とは異なる点が示されている。¹⁰⁾

3) 1989(平成元)年「幼稚園教育要領」の改訂¹¹⁾

1989(平成元)年の改訂では、(1)幼稚園教育の基本を明確に示すことにより、幼稚園教育に対する共通理解が得られるようにすること、(2)社会変化に適切に対応できるようにすることに対する重視すべき事項を明らかにしている。つまり、幼稚園教育の全体を通して上記二つの観点が十分に達成できるようにするために、全面改訂が図られたということになる。

1989(平成元)年改訂

1. 「幼稚園教育は環境を通して行うものである」ことを「幼稚園教育の基本」として明示
2. ねらいや内容を幼児の発達側面からまとめて、5つの領域を編成(5領域:健康・人間関係・環境・言葉・表現)
3. 幼稚園生活の全体を通してねらいが総合的に達成されるよう「ねらい」と「内容」の関係を明確化
4. 年間教育日数を最低39週とするとともに、1日4時間を標準とする教育時間を地域の実情などに応じて弾力的に対応できるよう表記を改正

1989(平成元)年「幼稚園教育要領」の改訂では、1964(昭和39)年までの6領域から、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域となった。6領域から5領域へと再編された理由として、「従来からの『六領域』は小学校教育での教科に準じている、それとまぎらわしい、などといった誤解も含めて批判にも対応するものとしての新たな視点からの組み立てである」ことが指摘されている。¹²⁾そこで同要領では、心身の健康に関する領域「健康」、人とかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とかかわりに関する領域「環境」(表3)、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」という5領域が設定された。またこの改訂においては、「内容」だけでなく「ねらい」についても併記されるようになった。

3) 1998(平成10)年「幼稚園教育要領」の改訂¹³⁾

1998(平成10)年の改訂では、教育課程現行の「幼稚園教育要領」の基本的考え方が引き続き維持されたが、教師が計画的に環境を構成すべきことや幼児の活動場面に応じて、様々な役割を果たすべきことについて明確化された。とりわけ、幼児教育は「環境を通して行う」ことが基本となることが示され、活動の中心は、幼児自身であることが強調された。

表3 幼稚園教育要領(第2次改訂・平成元年告示)第2章 ねらい及び内容「環境」

この領域は、自然や社会の事象などの身近な環境に積極的にかかわる力を育て、生活に取り入れていこうとする態度を養う観点から示したものである。

1 ねらい

- (1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。
- (2) 身近な環境に自分からかかわり、それを生活に取り入れ大切にしようとする。
- (3) 身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。

2 内容

- (1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。
- (2) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。
- (3) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。
- (4) 身近な動植物に親しみをもち接し、いたわったり大切にしたりする。
- (5) 身近な物を大切に使う。
- (6) 身近な物を使って考えたり試したりするなどして遊ぶ。
- (7) 遊具や用具の仕組みに関心をもつ。
- (8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。
- (9) 生活に関係の深い情報や施設などに関心をもつ。
- (10) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。

3 留意事項

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にしたい気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。
- (2) 数量などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量などに関する興味や関心、感覚が無理なく養われるようにすること。

1998 (平成10) 年改訂

1. 教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割をはたすことを明示
2. 教育課程を編成する際には、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえることを明示
3. 各領域の「留意事項」について、その内容の重要性を踏まえ、その名称を「内容の取扱い」に変更
4. 指導計画作成上の留意事項に、小学校との連携、子育て支援活動、預かり保育について明示

また、領域については、引き続き5領域が維持されることになった。しかしながら、各領域の「ねらい」、「内容」に関しては、教育課程審議会答申で示された改善事項を示すことや小学校との連携、幼稚園運営の弾力化について明示するなどの観点を踏まえての全面的な改訂となった。

領域「環境」については、「ねらい」の「(2)

身近な環境に自分からかかわり、それを生活に取り入れ大切にしようとする。」が「(2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。」に変わり、幼児自らが発見することや思考することが追記されている。さらに、「(3) 身近な事象を見たり考えたり扱ったりする中で、物の性質や数量などに対する感覚を豊かにする。」については、「(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。」となり、文字についての記載が増えている(表4)。

4) 2008 (平成20) 年「幼稚園教育要領」の改訂¹⁴⁾

2008 (平成20) 年の第4次改訂では、1998 (平成10) 年の第3次改訂から変わらない部分が多く見られた。また、領域についての変更はなく、現在と同じ5領域が維持された。第4次改訂の変更点は、以下の3点に絞られる。まずは、幼小の円滑

表4 幼稚園教育要領(第3次改訂)第2章ねらい及び内容「環境」

<p>周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。</p> <p>1 ねらい</p> <p>(1) 身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心をもつ。 <u>(2) 身近な環境に自分からかかわり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする。</u> <u>(3) 身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。</u></p> <p>2 内容</p> <p>(1) 自然に触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。 (1) 自然に 触れて生活し、その大きさ、美しさ、不思議さなどに気付く。 (2) 生活の中で、様々な物に触れ、その性質や仕組みに興味や関心をもつ。 (3) 季節により自然や人間の生活に変化のあることに気付く。 (4) 自然などの身近な事象に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。 (5) 身近な動植物に親しみをもって接し、生命の尊さに気付き、いたわったり、大切にしたりする。 (6) 身近な物を大切にすること。 (7) 身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。 (8) 日常生活の中で数量や図形などに関心をもつ。 (9) 日常生活の中で簡単な標識や文字などに関心をもつ。 (10) 生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ。 (11) 幼稚園内外の行事において国旗に親しむ。</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。</p> <p>(1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心を持ち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。 (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。 (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にする気持ち、公共心、探究心などが養われるようにすること。 (4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。</p> <p style="text-align: right;">(下線は、筆者)</p>

な接続を目指すために、発達と学びの連続性が重要視されるようになったことである。すなわち、幼稚園生活により義務教育およびその後の教育の基礎が培われることがより明確となった。2点目は、家庭と連携・協力しながら子どもや幼児教育に対する家庭の理解を深めていくことが目指されるようになった。3点目は、子育て支援の充実である。具体的には、通園する家庭への支援、仕事と子育ての両立支援（預かり保育等）を充実させていくことが記されるようになった。さらに、幼稚園が地域の幼児教育センターとしての役割を果たしていくことが期待される内容となった。¹⁵⁾

以上のことから、今回の改訂は、家庭を取り巻く状況の変化に対応した改訂となっており、幼稚園の果たすべき役割が社会的にも大きくなったことを裏付ける内容となったことがわかる。

2008（平成20）年改訂

1. 発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実
2. 幼稚園生活と家庭生活の連続性を踏まえた幼児期の教育の充実
3. 子育て支援と預かり保育の充実

2008（平成20）年に改訂された幼稚園教育要領の領域「環境」では、「周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」ことが明記されるようになった。領域「環境」の「ねらい」と「内容」については、1998（平成10）年に改訂された幼稚

園教育要領と変更点はない。他方、「内容の取扱い」に関しては、下線で示したところが今回の改訂において加わった部分となっている（表5）。

下記（表5）の下線部分が新たに加えられた背景として、少子化の進行や家族規模の縮小化も影響しており、幼児が他児と関わる機会自体が減ってきていることがあげられる。すなわち、現代の子どもたちは、同年齢、異年齢の他児との関わりはもちろんのこと、多様な人々の多様な考え方を知ることや、自分自身で考えを巡らせながら生活していく実践的な経験が少なくなってきたということになる。さらに、幼児一人ひとりの暮らし方についても変化してきている。つまり、家庭による経済格差は、子どもの経験格差に深く結びついている。そのため、子どもが幼稚園などの場所を通じて、他児と交流しあいながら、いろいろな考え方があることを学び、自分の考え方や自分の行動に照らして考えていく体験が重要となるのである。こうした状況を受けて、幼児が様々な実体験を幼稚園で積み重ねながら、自己の考えや新たな発想に気づき、自ら主体的に行動できるようになっていくことが強調される文言となったと言えよう。そしてこのような力の育成は、他者と楽しく、自分らしく生活していく力へとつながることから、領域「環境」においても重要な視点の一つとなっている。

5) 2017（平成29）年「幼稚園教育要領」の改訂¹⁶⁾

2017（平成29）年幼稚園教育要領においては、「環境を通して行う教育」という幼稚園教育の基本的な考え方や領域の構成は維持された。だが、新たに

表5 幼稚園教育要領（第4次改訂）第2章 ねらい及び内容「環境」

3 内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境とかかわり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。特に、他の幼児の考えなどに触れ、新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、自ら考えようとする気持ちが育つようにすること。
- (2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とかかわりを深めることができるよう工夫すること。
- (3) 身近な事象や動植物に対する感動を伝え合い、共感し合うことなどを通して自分からかかわろうとする意欲を育てるとともに、様々なかかわり方を通してそれらに対する親しみや畏敬の念、生命を大切にすること。
- (4) 数量や文字などに関しては、日常生活の中で幼児自身の必要感に基づく体験を大切に、数量や文字などに関する興味や関心、感覚が養われるようにすること。

（下線は、筆者）

幼稚園教育において育みたい「資質・能力」が3つの柱として整理されるようになった。すなわち、① 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」、② 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」、③ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」が示されるようになったのである。これらの「資質・能力」は、「幼稚園教育要領」で示されている保育内容の5領域の枠組みにおいても育むことができることから、5領域は引き続き維持されることとなった。この時、重要となるのは、乳幼児期の資質や能力は、個別に取り出して身に付けさせるものではなく、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、一体的に育てていくものであるという考え方である。

さらに、5領域のねらい及び内容に基づく活動全体を通して、「資質・能力」が育まれている幼児の姿として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10の姿として明示された。この姿は、幼稚園の修了時における具体的な子どもの姿であり、教師が指導を行う際に「そうになっていくことが望ましい姿」として考慮するものとされている。この「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が示された背景には、幼稚園等と小学校の教員間において5歳児修了時の姿が共有化されることの必要性がある。すなわち、幼児教育と小学校教育の接続期をつなぐ教育的な強化が一層図られるようになったと言えるだろう。

2017 (平成29) 年改訂¹⁷⁾

1. 「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。
2. 幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化。
3. 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
4. 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施。
5. 言語活動などの充実を図るとともに、障害のある幼児や海外から帰国した幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実。

第2章の「ねらい」については、幼稚園教育において育みたい「資質・能力」を幼児の生活する姿から捉えたものとされ、「内容の取扱い」は、幼児の発達を踏まえた指導を行う際に留意すべき事項として新たに示された。また、指導にあたっては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮することが明記されている。

2017 (平成29) 年度に告示となった幼稚園教育要領の領域「環境」では、内容の項目として(6)「日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。」が新たに加えられた。これを受け、内容の取り扱いの(4)において、「文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。」が示されている(表6)。

表6 幼稚園教育要領(第5次改訂)第2章 ねらい及び内容「環境」

<p>2 内容 (6) 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむ。 (8) 身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。</p> <p>3 内容の取扱い (1) 幼児が、遊びの中で周囲の環境と関わり、次第に周囲の世界に好奇心を抱き、その意味や操作の仕方に関心をもち、物事の法則性に気付き、自分なりに考えることができるようになる過程を大切にすること。また、他の幼児の考えなどに触れて新しい考えを生み出す喜びや楽しさを味わい、<u>自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。</u> (4) <u>文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。</u></p> <p style="text-align: right;">(下線は、筆者)</p>
--

今回の改訂においては、特別な配慮を必要とする幼児に対する指導の充実が図られている。領域「環境」に直接的に関わってくる部分では、海外から帰国した幼児に対して生活に必要な日本語を習得することや困難を抱える幼児が幼稚園生活に適應していけるようにしていくことが具体的な文言として示されている。つまり、幼児一人ひとりが安心して自己が発揮できるように配慮をしていくなど、個々の子どもの実態に応じた指導内容や指導方法を教師（保育者）が工夫していけるように、組織的かつ計画的な取り組みが目指されるようになったと言える。

幼稚園教育要領の解説書では、「ねらい及び内容」に関する改訂の要点が以下のように記されている。本稿では、領域「環境」についてのみ記すことにしたい。そこでは、日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなどの「内容」が新たに加えられている。また、「内容の取扱い」では、文化や伝統に親しむ際に、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりを意識することや国際理解への意識の芽生えなどが養われるようにすることなどが、新たに追記されている。こうした記載が加わった理由には、国際化が進む現代社会の中で、幼児が日々の活動や生活を通して、他国の人々と交流したり、日本の文化や伝統についての理解を深めたりしながら、21世紀を生き抜くための力を身につけていくことが不可欠となったことが挙げられるだろう。

さらに、2008（平成20）年に改訂された内容（8）においては、「身近な物や遊具に興味をもってかかわり、考えたり、試したりして工夫して遊ぶ」ことの記載がなされた。しかしながら、2017（平成29）年の改訂では、「身近な物や遊具に興味をもって関わり、自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶ。」となっている。新たに加わった文言（下線）は、幼稚園教育において育みたい「資質・能力」で目指されている幼児の自発的な活動をより重視したものとなっている。つまり、遊びや生活の主体者

である幼児が、それぞれの感性を働かせてよさや美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたり、できるようになったことなどを使いながら、いろいろな方法を試し、工夫する活動が重要であるという考え方に依拠した文言となっている。

3. おわりに

本論文は、1948（昭和23）年に発行された「保育要領－幼稚園教育の手引き」から2017年（平成29）年に改訂された幼稚園教育要領に至るまで、策定における変遷過程をたどることを通じて、その内容や特質を明らかにすることを目的としている。特に、領域「環境」が各改定においていかにして扱われ、現行の領域「環境」に至ったのかに着目し、検討した。

その結果、保育内容が、従来の6領域から5領域に再編成され、5領域の一つとして領域「環境」が新たに設けられるようになった1989（平成元）年の改訂を境に、幼稚園教育や保育内容のとらえ方が大きく変わっていることがわかった。つまり、社会状況の変容過程にあわせて、各家庭での子育て方法や子育て・子育て環境が大きく変化しており、そのことが就学前教育のあり方にも大きく影響していることが明らかとなった。

領域「環境」については、6領域の時の領域「社会」及び「自然」に近いと想定できるが、それらの領域で示されている内容は、自然事象や動植物を観察する活動が中心であったため、体験を通して自然や社会を感じるといった感覚的なものが多かった。しかしながら、1989（平成元）年に幼稚園教育の基本として、「幼稚園教育は環境を通して行うものである」が明示されてからは、先に述べたとおり、幼稚園における「環境」についてのとらえ方が変化している。すなわち、子どもにとっての環境とは、物的環境・人的環境・自然環境・情報環境などの子どもを取り巻くすべてを示しており、子どもとの直接的なかかわりを前提とした一人ひとりの子どもの育ちにとって意味のある「環境」が重視されるようになったと言えよう。

「環境を通して行う教育」を行うためには、教師（保育者）が教育的な意味を持って環境を構成し、幼児自らが環境に対して興味や関心をもって取り

組むとともに、実践と工夫を重ねながら環境にふさわしい関わり方を体得していけるよう意図していくことが肝要となる。つまり、幼児の遊びを中心とした生活を基本に、身近な環境に自発的に関わる力を心身ともに育てていき、経験を通して獲得した諸能力を自身の生活に取り入れていくことを目指していくという考えが根底に据えられている。このような領域「環境」のとらえ方は、現行の幼稚園教育要領にも引き継がれている。2008(平成10)年の改訂においては、中央教育審議会の答申や教育基本法の改訂を受けて、思考力の芽生えについての内容が加えられるようになって入る。そして、「思考力・判断力・表現力」の3つの柱については、2017(平成29)年の改訂における中心的な柱として示されていることから、幼児が自ら考え、楽しさを味わい、気持ちを表現する力がより重要視された結果だと理解できる。

昨今では、社会状況の変化による幼児の生活体験の不足が指摘されており、基本的な生活習慣や技能が身につけていない幼児が増える傾向にある。このことから、幼児期に忍耐力や自己制御、自尊心といった非認知的能力を身につける重要な体験活動の場として、就学前の幼児教育機関が期待されるようになったのである。とりわけ、身近なものや人との関わりについての指導内容が記載されている領域「環境」については、その実践のあり方次第が、子どもたちの生活や発達に直接的な影響を及ぼしていく。つまり、教師や保育者がいかに幼児期にふさわしい環境を考え、設定し、幼児にとっての体験や経験の場を保障していくかが、ますます問われる時代を迎えていると解釈できる。

注

- 1) 文部省『保育要領—幼児教育の手びき—』、1948.
- 2) 民秋言編『幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷』、萌文書林、2017.
- 3) 藤岡秀樹「幼稚園教育要領の領域『環境』についての研究—教育要領の変遷と評価に焦点を当てて—」『京都教育大学環境教育研究年報』第19号、2011、p.1 - 11.
- 4) 姜華「幼稚園教育要領における教育内容の変化に関する—考察—領域『環境』の内容分析を中心にして—」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊、第20号 - 2、2013年3月、p.81 - 91.
- 5) 大坪祥子「幼稚園教育要領の領域『環境』の捉え方の変遷」『宮崎学園短期大学紀要』第10号、2017、p.25 - 33.
- 6) 幼稚園教育要領改訂の経緯及び概要(文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/026/siryo/07072701/007.htm)
- 7) 早瀬眞喜子・山本弥栄子「幼稚園教育要領・保育所保育指針の変遷と保育要領を読み解く」『プール学院大学研究紀要』第57号、2016年、p.365 - 380.
- 8) 文部省『幼稚園教育要領』、1956.
- 9) 文部省『幼稚園教育要領』(告知第69号)』、1964.
- 10) 前掲 大坪p.30.
- 11) 文部省『幼稚園教育要領』(告知第23号)』、1989.
- 12) 前掲 民秋 P.12.
- 13) 文部省『幼稚園教育要領』(告知第174号)』、1998.
- 14) 文部科学省『幼稚園教育要領』(告知第26号)』、2008.
- 15) 前掲 民秋 p.12 - 14.
- 16) 文部科学省『幼稚園教育要領』(告知第62号)』、2017.
- 17) 文部科学省「新幼稚園教育要領のポイント」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/001/shiryo/_icsFiles/afiel_dfile/2017/08/28/1394385_003.pdf (令和2年4月5日)